

付節1 令和2年度山口大学構内遺跡調査要項

山口大学埋蔵文化財資料館規則

(平成16年4月1日規則第148号)

改正 平成17年3月24日規則第52号 平成18年3月29日規則第54号
平成21年4月20日規則第50号 平成22年2月26日規則第10号
平成22年3月30日規則第42号 平成27年3月24日規則第172号
令和2年3月18日規則第18号 令和3年3月30日規則第52号
(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号)第10条の2第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

[国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号)第10条の2第2項]
(目的)

第2条 資料館は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)に所在する遺跡の埋蔵文化財の発掘調査及び研究を行い、出土品を収蔵・公開することを目的とする。

(業務)

第3条 資料館は、次の業務を行う。

- (1) 本法人構内等から出土した埋蔵文化財の収蔵・展示及び調査研究
- (2) 本法人構内等における埋蔵文化財の発掘調査及び報告書の刊行
- (3) その他埋蔵文化財に関する必要な業務

(職員)

第4条 資料館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 資料館所属の大学教育職員
- (4) その他必要な職員

2 埋蔵文化財に関する特別な分野の調査研究を行うため、資料館に特別調査員若干名を置くことができる。

3 特別調査員は、専門委員会の意見を聴いて、館長が委嘱する。

(館長)

第5条 館長は、学術基盤を担当する副学長をもって充てる。

2 館長は、資料館の業務を掌理する。

(副館長)

第6条 副館長は、本法人の教授又は准教授のうちから館長が指名し

た者をもって充てる。。

2 副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副館長に欠員が生じた場合の後任の副館長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副館長は、館長を補佐し、日常的な業務の執行及びこれに必要な意思決定に関し、館長を助けるものとする。

(専門委員会)

第7条 資料館の管理及び運営に関する事項を審議するため、山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 資料館に関する事務は、学術基盤部学術基盤推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、資料館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規則第54号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月20日規則第50号)

この規則は、平成21年4月20日から施行し、この規則による改正後の山口大学埋蔵文化財資料館規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年2月26日規則第10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第42号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第172号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日規則第18号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、山口大学埋蔵文化財資料館規則(平成16年規則第148号)第7条第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、山口大学埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)に関し、次の事項について審議する。

- (1) 管理及び運営に関する事項
- (2) 整備充実に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) その他資料館に関し必要な事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学術基盤担当副学長(館長)
- (2) 副館長
- (3) 資料館所属の専任大学教育職員
- (4) 考古学担当の国立大学法人山口大学専任の大学教育職員
- (5) 施設環境部長
- (6) 学術基盤部長
- (7) 学術基盤部学術基盤推進課長
- (8) 資料館所属の専任技術職員
- (9) 発掘調査地に関連のある部局の事務部の長

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときには、副館長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めるときは、専門委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

(部会等)

第6条 専門委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、情報環境部学術情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月15日から施行し、この規則による改正後の山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会内規の規定は、平成21年4月1日から適用する

附 則

この内規は、平成30年5月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度 山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会

委員長 根ヶ山 徹(学術基盤担当副学長 館長 人文学部教授)

委員 藤間 充(副館長 農学部准教授) 村田 裕一(人文学部准教授)

高野 潔(施設環境部長)

田中 俊二(学術基盤部長・学術基盤部学術基盤推進課長併任)

田畑 直彦(埋蔵文化財資料館助教) 横山 成己(埋蔵文化財資料館助教)

水久保 祥子(埋蔵文化財資料館技術職員)